

憲法違反である安保関連法案の慎重審議を求める意見書(案)

安倍政権は集団的自衛権行使容認を柱とした「閣議決定」(2014年7月1日)を具体化するための安保関連法案を国会に提出しました。

日本国憲法は過去の悲惨な戦争を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれたもので、今も多くの国民は憲法9条の下で戦争のない平和なアジアと世界を願っています。

しかし、今度の法案の中身は、日本をアメリカの起こす戦争にいつでも、どこでも参加できるようにする憲法違反の安保関連法案と言わざるを得ません。

安倍総理は4月末の米国議会での演説において、一連の安保法制をこの夏までに国会で成立させると明言しました。国民も国会もその内容を全く知らされない中での発言であり、国民軽視、国会軽視と言わざるを得ません。

法案提出直後に行われたテレビ等の世論調査では、安保関連法制を今国会で成立させることに反対の意見は55%、賛成の25%を大きく上回っています。国民の多くは、今、「米国の戦争に巻き込まれない」という首相の説明に対して「納得しない」が70%以上にのぼっています。

戦後70年の節目に当たり、これまで日本国民が守ってきた平和を脅かすことはあってはなりません。

よって本市議会は、国会及び国民に対して、憲法違反と指摘される安保関連法案の審議に際し、国民の大多数の理解を得られるよう丁寧かつ慎重に進めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月 日

三豊市議会議長 香川 努

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
外務大臣  
防衛大臣

宛